

社会福祉法人青山福祉会

高齢者施設等の非常用自家発電設備整備工事 特記仕様書

1) 一般事項

- 1 本工事受注者は、一般仕様書、本特記仕様書及び設計図書に従って施工するものであるが、これに明示していない事項でも、老人福祉施設として正常な機能を果たす為に施工上当然必要なものは受注者の責任において行わなければならない。
- 2 本工事受注者は関係諸官庁、電力会社に対する一切の手続きを代行すると共に、密な連絡を保ちそれぞれの仕様に支障のないようにしなければならない。
- 3 本工事の施工に当たっては機器承認図面を提出し、監督員の承認を得るものとし、仕様の変更については監督員が認めた場合について行うことができる。
- 4 機器設置後、監督員立会いのもとで設備に対して総合動作試験を行うものとする。
- 5 本工事竣工までの機器及び材料等の保管管理の責任は受注者によるものとする。
- 6 本工事の施工にあたり、老人福祉施設であることの認識を持ち、十分注意を払うこと。
- 7 本工事の納品機器及び材料の輸送等にあたっては、防湿、防錆、火災防止等の対策を講じ、輸送中損傷のないよう十分な措置を施すものとする。
- 8 工事にあたっては、機器類、あるいは第三者に損傷、損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、受注者の負担で修理等を行うこと。
- 9 受注者は、工事施工にあたっては、既設設備に影響を与えないように十分な養生を施すものとする。
- 10 受注者は、現場施工完了後速やかに、後片付け、清掃等を行うものとする。
- 11 業務にあたっては、アイドリングストップの徹底等、環境負荷の低減に努めること。

2) 自家発電機工事

- 1 本工事は、契約書、設計書、本特記仕様書、関連図書等により施工する。
- 2 本工事の概要は非常用自家発電設備新設工事である。
- 3 施設を十分調査の上、施設を理解し施設の機能を十分発揮させるようにするとともに、維持管理、保守点検等に支障がないように機器設置を行う。
- 4 本工事は、運用状態にある施設の工事であるため、十分な調査、準備をすること。
- 5 試運転に必要なものは、受注者の負担において実施するものとする。
- 6 自家発電装置の設置に伴う非常用発電能力が無い期間を可能な限り短縮するように、日時などを監督員とよく協議すること。
- 7 工事に伴い不要となる物は、受注者が責任を持って引き取り、関係法令に基づき適正に処分を行うこと。
- 8 配線の内容を十分把握して行うこと。
- 9 運用中の施設であるため、施工にあたり運用に支障のないように十分注意すること。
- 10 非常用発電装置は、コンクリート台をアスファルト撤去し作成すること。
(H=設置基準以上・発電装置必要面積) 確認すること。
- 11 設置する非常用発電装置の寸法・重量及びコンクリート台の寸法から耐震性を検討すること。